

仮定法指導の改善

—問題点の整理と新たな用語の提案—

石田 秀雄

1. はじめに

仮定法は日本人英語学習者にとって難しい文法項目であると言われ、その理由については、野村（2007）や後藤（2013）等によって、これまで様々な指摘がなされてきた。筆者はといえば、本論で述べるように、仮定法の仕組みはさほど複雑なものではなく、難しいとすれば「仮定法」という文法用語に原因があると考えている。1つ例を挙げてみよう。「彼はやればできる」を英語で表現しようとするとき、この日本語だけでは条件節に直説法を用いるべきかそれとも仮定法を用いるべきかを決定することはできない。「彼はやればできるはずだよ」という意味であれば直説法が、また「彼はやればできるのに」という意味であれば仮定法が適切である。しかし、「仮定の話には、仮定法を使う」と誤解している学習者は、どちらも仮定法を用いて表現してしまうであろう。

2018年に中学校学習指導要領が改訂されたが、これにより扱われる文法項目にも変更が生じ、ほぼ半世紀ぶりに「仮定法のうち基本的なもの」が中学校で指導されることとなった。そこで、この機会に、学習者の混乱を招いている「仮定法」という用語の見直しを図るとともに、これに代わる新たな文法用語を提案してみたいと思う。

2. 直説法と仮定法

法 (mood) とは、発話内容に対する話者の心的態度 (modality) を表わすものである。英語には *indicative*, *subjunctive*, *imperative* の3つの法があるとされ、それぞれ「直説法」「仮定法」「命令法」と訳されている。直説法は発話内容を事実として伝えようとする無標の心的態度であるのに対して、仮定法は発話内容を事実でないか可能性が低いものとして捉えていること、すなわち話者の心中で考えられた想念を表わしている。命令法は、その名の通り、発話内容を命令や義務として発するものである。

仮定法が抱える問題点についての議論に入る前に、関連する直説法および仮定法の用例を以下に提示しておく。

- (1) a. If it rains, I stay home. —Folse (2009)
- b. If it rained, I stayed home. —Folse (2009)

- c. If it gets colder tonight, I'll turn on the heater. —Parrott (2010)
- d. If it were raining, I would stay home. —Folse (2009)
- e. If it got colder tonight, I'd turn on the heater. —Parrott (2010)
- f. If it had rained, I would have stayed home. —Folse (2009)
- g. If it should rain, I'll stay home.
—Larsen-Freeman and Celce-Murcia (2016)
- h. If it were to rain, I would stay home.
—Larsen-Freeman and Celce-Murcia (2016)
- i. It is essential that he keep me informed. —Huddleston and Pullum (2005)
- j. God bless America. —Huddleston and Pullum (2005)

(1a) と (1b) は事実について述べる文であり、Folse (2009) によれば、接続詞 *if* は *when* や *whenever* で言い換え可能な習慣を表わしている。(1c) のタイプの指導から始まる日本の英語教育では、比較的馴染みが薄い用例である。

(1) の用例のうち仮定法に絞って、日本の英語教育における文法用語、形式および意味に関する説明を加えたものが、下の表 1 である。

表 1

文法用語	用例	形式	意味
仮定法過去	(1d)	過去形	現在の事実に反する事柄
	(1e)	過去形	未来に起こりえない事柄
仮定法過去完了	(1f)	過去完了形	過去の事実に反する事柄
仮定法未来	(1g)	<i>should</i>	未来の実現可能性が低い事柄
	(1h)	<i>were to</i>	未来に起こりえない事柄
仮定法現在	(1i)	原形 (<i>that</i> 節内)	義務、提案等
	(1j)	原形 (定型表現)	祈願

若干の説明を付け加えるならば、仮定法過去は「現在の事実に反する事柄を表わす」と指導されることが多いが、実際には「未来の起こりえない事柄」にも用いられる。また、仮定法未来には *were to* が含まれないという立場がある一方、*should* が用いられた場合、帰結節には法助動詞の過去形以外の要素 (*will*, 命令文等) が来ることがあるため、こちらは直説法と仮定法の間の中間的存在として位置付けることもできるだろう。仮定法現在は想念を表わしてはいるものの、現代英語では仮定を意味することは稀である²⁾。

3. 「仮定法」の指導に関わる問題点

これまで仮定法は高校で指導される文法項目の代表格であったが、その指導のあり方を巡っては問題点をいくつか指摘できる。1つ目は、「仮定法」という名称が、「仮定を表わす場合は、すべて仮定法で表現しなければならない」といった誤解を与えている点である。前述の通り、「彼はやればできるはずだよ」という仮定を表わす文であっても直説法を用いて表現するのであって、仮定法を用いてしまうと「彼はやればできるのに」という意図したものと異なる意味を表わすことになる。しかし、日本の英語教育において、subjunctive は「仮定法」と呼ばれるのが一般的であるため、「仮定の話には、仮定法を使う」と判断して、直説法を使わなければならないときに仮定法を用いてしまうという過剰般化による誤りが生じがちである。仮定法を指導する際の困難点は、こうした用語に起因する誤解にあると言っても過言ではない³⁾。

2つ目の問題は、そもそも現代英語における仮定法が形態的に特別な言語形式を持っているとは言い難いという点である。確かに、かつての英語では、仮定法は独自の動詞変化形を持っていた。(1d) の were や (1h) の were to はその名残である。しかし、現代英語は語形変化が極度に簡素化されており、仮定法過去および仮定法過去完了は、それぞれ直説法過去および直説法過去完了と同じ形態を取っている。そのため、Huddleston and Pullum (2005) は、subjunctive という用語を、(1i) の that 節で用いられる動詞の原形と (1j) のような祈願文、つまり仮定法現在の例に対してのみ使用し、仮定法過去と仮定法過去完了はそれぞれ過去形と過去完了形の用法の 1 つとして扱っている。他方、野村 (2007) や Swan (2016) は、(1i) および (1j) のようなケースに were を加えたものを subjunctive として分類している⁴⁾。では、仮定法現在だけを動詞の活用形態として認めるべきだろうか。確かに古英語の時代には仮定法現在として存在していたものの、現代英語では動詞の原形と同じになってしまっている。しかも、イギリス英語においては that 節で用いられる仮定法現在は直説法に取って代わられつつあることから、1つのカテゴリーとして積極的に残す必要性はあまり認められない。

3つ目の問題は、「仮定法過去」「仮定法過去完了」が動詞の形態に基づいて名付けられているのに対して、条件節に should, were to を用いる「仮定法未来」は意味に基づいて名付けられており、さらに現代英語の「仮定法現在」は仮定を表わさず、現在形でもないという点である。授業では、「仮定法過去は条件節の動詞が過去形だから」「仮定法過去完了は条件節の動詞が過去完了形だから」と説明することによって、これらの用語が形式に基づいている点を理解させることになる。ところが、仮定法未来については、「未来の実現可能性が低い事柄を意味するから」と説明せざるをえず、形式と意味のどちらに基づいて名付けられているのかという点で一貫性を欠いている。仮定法未来は、形式的にはそれぞれ shall と be to が過去形になったものにすぎず、イギリス英語では条件節に should を用いることが今や普通でなくなっており (Swan (2016)

を参照)、(1h) の were to も were のケースと同様、くだけた英語では was to とすることができるのであれば、Parrott (2010) のように、假定法過去に組み入れてもよいだろう⁵⁾。また、假定法現在に関しては、古英語期の動詞活用に対する名称が引き継がれてきたために、形式との間で齟齬が生じているので、何らかの改善が必要である。

4つ目の問題は、中学校・高校レベルにおいて、「法」いう概念を指導しなければならないのかという点である。法は発話内容に対する話者の心的態度を表わすものであり、動詞の形態以外に法助動詞等によっても表現される。しかし、「文法とは「文の法」すなわち「文を作るための規則の集合体」であるから、「假定法」の「法」もそれと同じようなものであろう」と推測したり、単に「假定の文を作る方法」として理解してしまっている可能性がある。これ以外にも、「直説法」の意味するところがわからず、「直接法」であると思いついでいる学習者や、「命令文」の作り方は理解していても、「命令法」という用語を知らない学習者は少なくない。もちろん、「命令法」という文法用語を知らなければ、命令文が作れないのであれば問題であるが、けっしてそういうわけではない。形態上、假定法過去と假定法過去完了がそれぞれ直説法過去および直説法過去完了と、假定法現在が動詞の原形と同じであるだけでなく、命令法も動詞の原形と同じであるならば、それらを放置するのではなく、再整理した上で学習者に提示することが求められるであろう。

4. 海外の学習者・教師向け文法書における假定法の扱い

假定法に対する意識を英語母語話者に尋ねてみると、独自のカテゴリーが心の中に存在し、それに基づいて発話をしているというよりも、単に条件節の動詞の形態上の違い、いわゆる後方転位 (backshift) を通して、文の発話内容に対する心的態度を表現しているだけであると感じているようである。そうした感覚が海外の学習者・教師向けの文法書にどう反映されているのかを調べてみたところ、やはり直説法と假定法を別の項目として扱うのではなく、1つの枠組みの中で扱おうとする傾向が見られ、その枠組みは条件を表現するための形式であることから、conditional すなわち「条件文」と名付けられていた。conditional は、日本の英語教育で言うところの「直説法」、「假定法過去」、「假定法過去完了」に分類されているが、条件節に should あるいは were to を用いる「假定法未来」というカテゴリーは立てられていない。他方、「假定法現在」は一般に条件節では使われないため、conditional というタイトルで括られている文法事項からは除外されている。

conditional をいくつに細分化するかは、(3) のような直説法が用いられる条件文をどう区分するかによって変わってくる。

- (3) a. If it rains, I stay home. (=1a))
 b. If it rained, I stayed home. (=1b))

c. If it gets colder tonight, I'll turn on the heater. (=1c))

(3a) と (3b) は、それぞれ現在および過去において、つねに真あるいは事実であることを表わしており、if は when または whenever で言い換えることが可能なものであった。それに対して、(3c) は未来に起こる可能性がある事柄を表わしており、中学 2 年で導入される if 節はこのタイプである。False (2009) や DK (2016) は (3a) と (3b) を (the) zero conditional、(3c) を (the) first conditional として分けているのに対して、Ellis and Gaies (1998) や Swan (2016) はこれらを 1 つの conditional としてまとめている。下に DK (2016) と Ellis and Gaies (1998) を例として示す。

(4) a. the zero conditional (real)

b. the first conditional (future real)

c. the second conditional (unreal)

d. the third conditional (past unreal) ー以上、DK (2016)

(5) a. possible conditional

b. hypothetical conditional

c. unreal conditional ー以上、Ellis and Gaies (1998)

日本の英語教育との対応で言えば、(4a)、(4b) および (5a) が直説法、(4c) と (5b) が仮定法過去、(4d) と (5c) が仮定法過去完了として指導されうるものであるが、海外の文法書では、(3) の扱いの違いによって、conditional には 4 分類と 3 分類の 2 つの方式が存在することになる。なお、(4c) と (5c) はそれぞれ仮定法過去と仮定法過去完了に相当するため区別が必要であるが、どちらも unreal とだけ名付けられている。違いを明確に示すために、(4c) は present or future unreal、(5c) は past unreal conditional と下線部を補った方がよいであろう。その意味では、(4a) も present or past real とすべきである。

5. 「仮定法」に代わる新たな用語の提案

仮定法が難しいと感じられるのは、その名称から「仮定の話には、仮定法を使う」と誤解していることにあるが、前述の通り、用語自体が一貫性を欠いていたり、通時的な視点が求められるということも、学習者に大きな混乱を招く原因となっている。対照的に、海外の学習者・教師向け文法書は、直説法と仮定法を包摂するものとして conditional という大きな括りを設けているところに特徴があった。現代英語では、仮定法に独自の動詞活用があるとは言えず、直説法と仮定法の形態上の差は乏しいのであるから、これらを別の文法項目として扱うのではなく、時制の後方転位によって意味の違いが表現されるとした方がむしろ理解しやすい。

問題となるのは、前項で触れた 4 分類と 3 分類のいずれを採用するかである。日本の英語教育では、(3a) と (3b) のような用例の指導が等閑視されてきたことを考慮す

るならば、4分類が妥当であろう。そして、「仮定法」に代わる新たな用語としては、海外の文法書に習って「条件文」とし、第0から第3までの4分類を提案したい（下の表2を参照）。

表 2

新たな用語	用例	形式	意味	現在の用語
第0条件文	(1a)	現在形	現在において事実である事柄	直説法
	(1b)	過去形	過去において事実であった事柄	直説法
第1条件文	(1c)	現在形	未来に起こりそうな事柄	直説法
第2条件文	(1d)	過去形	現在の事実と反する事柄	仮定法過去
	(1e)	過去形	未来に起こりえない事柄	仮定法過去
	(1g,h)	should, were to ⁶⁾	未来に起こりえない事柄	should, were to
第3条件文	(1f)	過去完了形	過去の事実と反する事柄	仮定法過去完了

この表のうち第2条件文は should, were to も含めてすべて過去形で表現されるものであるから、さらに次のように圧縮することができる。

- (6) a. 第0条件文現在
- b. 第0条件文過去
- c. 第1条件文（現在）
- d. 第2条件文（過去）
- e. 第3条件文（過去完了）

上記の分類で前提となるのは、英語の時制は現在と過去の2つだけであるという点である。時制を時間との関係における動詞の活用であると定義すれば、英語には未来を表わす独自の活用形態すなわち未来時制は存在せず、未来時の出来事や状態は現在時制で表現することになる。表2と(6)を統合し、わかりやすく視覚化したものが、下の図1である。

	past	present	future
real / possible	第0条件文過去 ↓	第0条件文現在 ↓	第1条件文（現在） ↓
unreal / impossible	第3条件文（過去完了）	第2条件文（過去）	

図 1

上段は、発話内容を real あるいは possible と考えている場合であり、基本的には現在

と未来は現在形で、過去は過去形で表現する。下段は、発話内容を unreal あるいは impossible と考えている場合であるが、ここで重要なのは unreal や impossible な事態は real や possible な事態よりも遠くで起きているという感覚である。この「遠くで起きている」という距離感は、「遠い目をして事態を眺めている」と言い換えてもよいだろう。いずれにしても、そうした距離感や「遠い目」を時制の後方転位を通じて表現するのが、これまで「仮定法」として扱われてきたものの本質であり、現在形を過去形に、過去形を過去完了形に変換することの理由はまさにそこにある。中学生や高校生には、図1を使って、「事実である」あるいは「起こりそうだ」と思ったら、上段のように時制はそのままに、「事実でない」あるいは「起こりそうもない」と思ったら、遠い目をして、下段のように現在形は過去形に、過去形は過去完了形に変える、と指導するだけでよいだろう。

6. おわりに

仮定法は高校で学習する文法項目としては難しいと考えられているが、その原因の多くは文法用語に起因するものであろう。英語教員にとっても、文法用語の混乱がある中で、仮定法を指導していくのは困難な課題である。他方、現代英語では仮定法過去と仮定法過去完了は、形態上、直説法と変わりがないことから、海外の学習者・教師向けの文法書は直説法と仮定法過去および仮定法過去完了を1つにまとめて、conditionalとして提示している。英語母語話者の感覚として仮定法の存在が意識されていないのだとすれば、少なくとも教育上は、これらを subjunctive として敢えて独立させる必要性は感じられない。「仮定法」という用語を使わなくても、条件文として指導すればよいだけである。むしろ授業で強調したいのは、「事実を反する」ことは「遠い目」をして眺め、英語ではその感覚を動詞の形態を変換する後方転位によって表現するという点の方である。

また、「仮定法」ではなく「条件文」という用語を使用するのであれば、直説法との区別はもはや不要となる。さらに、命令法も現代英語では動詞の原形を用いた「命令文」として扱えばよいのであって、わざわざ「命令文には命令法を用いる」と指導する必要がなくなるだけでなく、同じ原形を使うという共通点に着目して、仮定法現在と統合することも可能となる⁷⁾。話者の心的態度を表わす「法」は、言語学的に重要な概念であることは確かだが、中学生・高校生への指導という観点からすれば、「①事実や起こりそうな事柄を表わすときは、動詞を人称と時制に応じて変化させる、②「事実を反する」あるいは「起こりえない」と思っていることを伝える場合は、現在形は過去形に過去形は過去完了形に変換する、③命令や義務であることを伝えたい場合は、原形を用いる」といった程度の説明に止めても十分ではないだろうか。

注

- 1) 今回の中学校学習指導要領改訂で復活するまで、仮定法は長年にわたり高校で初出となる文法項目であった。しかし、どの学年でどう扱われるかは教科書によって異なっている。例えば、卯城他（2017）は、高校1年のうちに1つの単元で仮定法過去と仮定法過去完了の両方を扱おうとしているのに対して、鈴木他（2017a, 2017b）は、仮定法過去を高校1年で、仮定法過去完了を高校2年で指導するように配置されている。こうした違いは、できるだけ隣接した授業の中で、仮定法の全体像を提示した方がよいと考えるのか、それとも混乱が生じないように時間差を設けて指導すべきであると考えたのかという編集方針を反映したものであろう。だが、学習指導要領が改訂されて、仮定法過去は中学校で、仮定法過去完了は高校で扱われることになり、時間差を設ける形での指導だけしか選択肢がなくなった。
- 2) If it be fine tomorrow のように直説法ではなく仮定法現在が普通に使われていた時代もある（中野（2016）を参照）。
- 3) 「仮定法」という用語が、日本の英語教育に定着することになった契機は、伊藤（2002）によれば、1958年の中学校学習指導要領と1960年の高等学校学習指導要領に「仮定法」が登場したことにあるという。それ以前は、「仮定法」以外に「附属法」「接続法」「仮設法」「仮想法」「叙想法」など、様々な呼ばれ方をしていた。このうち「接続法」は、例えばフランス語の *subjonctif*（英語の *subjunctive* に相当）の訳語として一般に用いられている。「叙想法」は、細江（1933）が *indicative, subjunctive, imperative* をそれぞれ「叙実法」「叙想法」「叙意法」と訳したものの1つであるが、「仮定」よりも「叙想」という用語の方が、「仮定を表わすときは、仮定法を用いなければならない」といった誤解を避けられる可能性があるという意味で一定の評価がなされている。実際、安藤（2005）は「叙意法」を「命令法」としているものの、「叙実法」と「叙想法」の2つを細江の著作から継承している。
- 4) この *were* すらも、くだけた英語では *was* で代用可能である。
- 5) もっとも、「仮定法未来」という用語は英語教育において廃れてきており、*If S + should...* および *If S + were to...* という構文として指導することが増えている。
- 6) 表2は全体像を示すことが目的であるので、*should* と *were to* の用法上の違いは無視する。
- 7) 松瀬（2013）は、「伝統的な命令法を、その動詞を定形動詞ではなく原形（不定詞）と見なした場合、まさにその命令法形が従属節に埋め込まれているとも考えられるわけで、だとすると逆に、非事実的法性を表す原形（不定詞）の一用法として従来の命令法を捉えることもでき、命令法自体を法の一種として別立てにする必要も同時になくなることになる」と述べている。このように通時的な視点を一旦横に置き、共時的視点から仮定法現在と命令法を「動詞の原形」として統合するならば、中学校・高校レベルでは「法」という文法用語を持ち込まなくても指導可能になるだろう。

参考文献

安藤貞雄. 2005. 『現代英文法講義』開拓社.

仮定法指導の改善

- DK. 2016. *English for Everyone: English Grammar Guide*. DK.
- Ellis, Rod and Stephen Gaies. 1998. *Impact Grammar*. Longman.
- Folse, Keith S. 2009. *Keys to Teaching Grammar to English Language Learners: A Practical Handbook*. University of Michigan Press.
- 後藤由佳. 2012. 「仮定法を学習する難しさと効果的な学習援助方法の検討」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要 別冊』19,2: 13-24.
- 細江逸記. 1933. 『動詞叙法の研究』泰文堂.
- Huddleston, Rodney and Geoffrey K. Pullum. 2005. *A Student's Introduction to English Grammar*. Cambridge University Press.
- 伊藤裕道. 2002. 「「仮定法」の英文法教育史—文法事項の史的検討(5)」『日本英語教育史研究』17: 41-75.
- Larsen-Freeman, Diane and Marianne Celce-Murcia. 2016. *The Grammar Book: Form, Meaning, and Use for English Language Teachers (Third Edition)*. National Geographic Learning.
- 松瀬憲司. 2013. 「未来時に「事実性」はあるのか—英語の直説法と接続法—」『熊本大学教育学部紀要』62: 91-100.
- 中野清治. 2016. 『英語仮定法を洗い流す』開拓社.
- 野村忠央. 2007. 「英語教育における仮定法教育の問題点」『立命館言語文化研究』18, 4: 79-94.
- Parrott, Martin. 2010. *Grammar for English Language Teachers (Second Edition)*. Cambridge University Press.
- 鈴木寿一他. 2017a. *Mainstream English Communication I (Second Edition)*. 増進堂.
- 鈴木寿一他. 2017b. *Mainstream English Communication II (Second Edition)*. 増進堂.
- Swan, Michael. 2016. *Practical English Usage (Fourth Edition)*. Oxford University Press.
- 卯城祐司他. 2017. *Revised Element English Communication I*. 啓林館.